

# ワーキンググループ論点整理(案)

---

平成21年2月27日

# 1. WG報告書目次(案)

はじめに

第1章 新gTLD導入の背景と経緯

第2章 新gTLDの申請手順～gTLDガイドブックドラフト案について～

第3章 新gTLD導入の効果

第4章 新gTLDに関する主な課題

(1) 地方自治体の対応方針

(2) 国の対応方針

(3) 国と地方自治体との連携方策

(4) 地方自治体の支援

ア. 地方自治体向け新gTLDガイドラインの策定

イ. ドメインに関する知見を有する相談窓口等の整備

- インターネットは個々のサーバー等に付与されたIPアドレス(例えば、203.140.31.100など)を基に通信を行っている
- こうした数字の羅列は人間には扱いにくいいため、IPアドレスと関連付けたドメイン名(例えば、www.soumu.go.jp)を活用することによって、インターネットの利便性を確保している
- ドメイン名は重複しないよう、国際的な組織であるICANNにおいて一元的に管理されている
- 「www.soumu.go.jp」の「.jp」等、アドレスの一番右側の部分を「トップレベルドメイン」という
- 「トップレベルドメイン」は、次の2種類に大別される
  - ① 国別トップレベルドメイン(ccTLD)

「.jp」(日本)、「.us」(米国)、「.cn」(中国)など国名を表したもので約250種類が存在している。「.日本」等、多国文字(例えば漢字のように、アルファベット以外の文字)を活用した「多国文字による国別トップレベルドメイン(IDN-ccTLD)」の導入に向けてICANNで検討中
  - ② 分野別トップレベルドメイン(gTLD)

「.com」、「.net」など約20種類が存在している。多国文字のトップレベルドメインの導入も含め、トップレベルドメインの種類を増加に向けてICANNで検討中(例えば、「.paris」、「.berlin」、「.dog」、「.東京」等)

### 3. 新gTLD導入の背景と経緯

- ICANNは「分野別トップレベルドメイン」の種類を増進してきた(これまで2000年と2003年の2回)。現在、20種類のトップレベルドメインが存在するが、新たなトップレベルドメインを利用したいという要望が引き続き寄せられている
- 2007年9月に新しい分野別ドメイン名の導入プログラムの勧告が提出され、2008年6月にICANN理事会において採択された
  - ① 従来に比べて、申し込みに必要な条件が大幅に緩和されていること
  - ② 募集の時点で分野別トップレベルドメインの数に上限を設けないことがこれまでの募集にはない特徴

#### 【参考】

これまでは、必要性の高い「分野別トップレベルドメイン」だけが個別に認められ、その追加は容易ではなかったが、今後は、登録商標と同じドメインや既存のTLDに似ているもの等を除いて、特に不都合が無ければ、原則として新たな「分野別トップレベルドメイン」の利用が可能となる予定。

- 2008年10月と2009年2月に、ICANN事務局が新gTLD応募者用ガイドブック(RFP)ドラフト版を順次公開するなど、新たな「分野別トップレベルドメイン」の導入に向けた準備が進められている

## ○ ICANN事務局が公表したドラフト案のポイントは次のとおり

- ① Open TLD(基本的に誰でも登録可能なTLD)とCommunity-based TLD(特定のコミュニティに属する者のみ登録可能なTLD)の2種類を受け付ける
- ② 地理的名称に関連するドメイン名の申請を行うためには、関連する政府等による「支持」又は「反対がないこと」を示す署名入り文書が必要
- ③ 申請が競合した場合には原則比較審査。それでも決まらない場合にはオークション。
- ④ 申請時に18万5千ドルの申請手数料がかかる  
【参考】
  - ・ 従来の提案募集時の申請金額(1回目:5万ドル、2回目:4万5千ドル)よりも大幅に高いことに反発が起きており、小規模のコミュニティが新gTLDを申請する際の障害になるのではないかとのコメント等が寄せられている
  - ・ 申請が却下された場合には、返金(2割以上)が行われることになる見込み
- ⑤ 異議申立手続には費用が必要(最終的には敗者負担)  
【参考】
  - ・ 地理的名称に関連する反対については、政府がコストを負担することなく反対できるようにするようGACから提言中
- ⑥ 維持費として、年間2万5千ドルに加え、登録ドメイン数が5万以上の場合は1ドメインあたり25セントのICANNへの支払いが必要  
【参考】
  - ・ 例えば10万ドメインの登録がある場合、年間3万7千5百ドル

- 新たな「分野別トップレベルドメイン」の導入により
  - ・ ドメイン名の多様化、ユーザーの選択肢が拡大
  - ・ 企業や団体等の広報戦略、営業戦略における活用
  - ・ 新規サービス(新規事業者)の導入によるサービス向上等が期待される
  
- このうち、地理的名称に関連するドメインについては、
  - ・ いわゆる、インターネット版の「ご当地ナンバー」として、地域への愛着や一体感の醸成を促進
  - ・ 「観光.広島」や、「visit.kurashiki」、「ski.karuizawa」、「hotel.tokyo」等のインパクトのあるアドレスによって、観光情報等を国内外に発信することが可能
  - ・ 「着物.京都」、「おみやげ.大阪」など、地場の名産品のアピールにも活用可能等も期待できる

## 6. 新gTLDに関する主な課題

- 地理的名称に関連する新たな「分野別トップレベルドメイン」の導入については、申請者がそのドメイン名を管理運営することについて、政府や関連する地方自治体が「支持」又は「反対がないこと」を示すこととされている。現状では、地方自治体がこれに必要な情報を十分有しているとは言えないため、適切な対応をとるために必要な対応方針案や支援策をあらかじめ用意しておくことが必要ではないか
- 国と地方公共団体の両者が地理的名称に関連するドメインについて一定の判断を示すことが求められるため、両者は情報共有等の各種連携を図る必要があるのではないか
- インターネット基盤委員会において、「.日本」の事業者選定基準、管理運営ルールに関する議論が行われていることから、こうした議論との整合性の確保に留意しつつ、その成果を最大限活用することとしてはどうか
- これらの考え方を踏まえつつ、以下の事項について一定の考え方を整理することが必要ではないか
  - (1) 地方自治体の対応方針
  - (2) 国の対応方針
  - (3) 国と地方自治体との連携方策
  - (4) 地方自治体の支援
    - ア 地方自治体向け新gTLDガイドラインの策定
    - イ ドメインに関する知見を有する相談窓口等の整備

# 7. ①国と地方自治体の対応

## (1) 地方自治体の対応方針

- 事業者の選定については、例えば、地域振興の観点など独自の基準を設けることも含めて、その自治体の意思により決定することを基本とすべきではないか
- 後述の(4)アのガイドライン(国別トップレベルドメインの選定例)を参考に選考の方法や実施体制を定めることが望ましいのではないか
- ドメインの運営主体が地方自治体自身となる場合について、どのように考えることが適当であるか(制度面等の問題はないか)
- 民間から「支持」等の要請があるにもかかわらず、地方自治体自身が運営主体となることとした場合については、どのように考えることが適当であるか(対外的にどのような説明が求められることとなるか等)

## (2) 国の対応方針

- 国は、事業者選定についての地方自治体の判断を最大限尊重すべきではないか
- ただし、国は地方自治体が「支持」した事業者について、インターネットの安定的な運用や利用者保護を適切に確保する観点から財務面、技術面等に関して最低限のレベルを満たしていないと認められる場合には、一定の歯止めをかけることが必要ではないか
- 国は新gTLDの円滑な導入に資するため、各自治体との連携体制を構築するとともに、各種支援を実施することが必要ではないか

## 7. ②国と地方自治体との連携方策

### (3) 国と地方自治体との連携方策

- 国内の地理的名称と同一の名称のドメインについて、日本国の内外を問わず、国や地方自治体に無断でICANNに申請が行われる可能性もあり得ることから、ICANNが公表する情報について、国及び相談窓口がチェックし、関連情報を関係自治体に提供する仕組み(例えば、メーリングリスト等)が必要ではないか
- そのチェックに関し、①少数言語までチェックする場合、②市町村内の区域名等までチェックする場合には、相当の労力・コストが必要になるが、国や自治体は必要となるコスト等に照らし、どの程度まで行うことが適切かについて、あらかじめ、意識の共有が必要ではないか
- 新ドメインの申請に当たって、申請企業等から国または自治体の一方に対し、「支持」又は「反対がない」旨の求め等があった場合には、速やかに国と自治体はその情報を共有することが必要ではないか
- ICANNに対し、国や地方自治体に無断で国内の地理的名称と同一の名称のドメイン申請が出された場合、状況によっては、国と関係自治体が共同で一定の対応(例えば、両者が連名でICANNに対して異議申し立て等の文書を提出すること等)を取ることも必要となるのではないかと。また、こうした対応については、参考として他の自治体にも情報提供することが適切ではないか

# 7. ③地方自治体の支援

## (4) 地方自治体の支援

### ア 地方自治体向け新gTLDガイドラインの整備

#### ○ 各自治体における検討に資するため、下記の内容のガイドラインが必要ではないか

- ・ ドメインの基礎知識
- ・ 事業者選定の基準(「. 日本」等における選定基準の紹介)
- ・ 事業者の審査方法の例(「. 日本」等における審査スキームの紹介)
- ・ 参考事例の紹介
- ・ 国と地方の連絡、連携体制
- ・ 支援窓口の連絡先、相談内容
- ・ 混乱防止のための管理運営ルール の推奨例
  - ① 予約ドメインの設定
  - ② 商標関連ドメインの優先登録
  - ③ データエスクロー契約
  - ④ 紛争処理ルール
- ・ ドメイン管理運営事業者の監督 等

#### ○ ガイドラインは、インターネット基盤委員会での国別トップレベルドメインに関する議論と整合性を確保する必要があることから、審議会の答申を踏まえて速やかに民間団体を中心に国と自治体が協力して策定し、公表することとしてはどうか

#### ○ なお、複数の地方自治体に関係する地理的名称に関連するトップレベルドメインとしては、例えば以下の分類が考えられるため、それぞれにケースに応じて、複数の自治体に関係する場合の合意形成ルールについて指針を示すことが必要ではないか

- ・ 複数の行政地域を含む地域名(「. 関東」など)
- ・ 都道府県名と市区町村名が重複している地域名(「. 大阪」(府・市)、「. 京都」(府・市)など)
- ・ 行政地域名以外の地域名(「. 富士山」、「. 尾瀬」など)
- ・ 過去に用いられたことのある行政地域名(「. 陸奥」など)

(参考) 合意形成ルールとして、例えば、複数の地方自治体に関係すると思われる地理的名称については、国か自治体がトップレベルドメイン申請についての「支持」等が求められた時点で、ホームページ等で公表し、例えば一定期間(1ヶ月程度)のパブリックコメント期間を設けることなどが考えられるのではないかと

#### ○ 複数の自治体間の合意形成が円滑に進まない場合において第三者による仲裁や裁定を行う仕組みを設けることとすべきかどうか

## イ ドメインに関する知見を有する相談窓口等の整備

- 新ドメインの申請に当たっては、関係者との調整(国や自治体から支持等の取り付け等)やICANNへの申請書提出等の手続きが求められることから、地方自治体や申請企業等からの各種問合せ等に応じる相談窓口が必要ではないか
  
- 相談窓口の業務としては、次のものが考えられる
  - ・ ドメインやICANN等の基礎知識
  - ・ 新ドメイン申請に関するICANNの各種ルール
  - ・ 新ドメイン申請書の記載方法
  - ・ 複数候補者が現れた場合の比較審査の実施方法
  - ・ 新ドメイン運営に関連する企業(エスクロー先)等の紹介 等
  
- 相談窓口の具体的な設置先としては、例えば国(総務省データ通信課)やインターネット関連団体が想定されるが、この点については、インターネット基盤委員会(親会)の議論を踏まえつつ、さらに検討することが必要と考えられる

# 参考資料

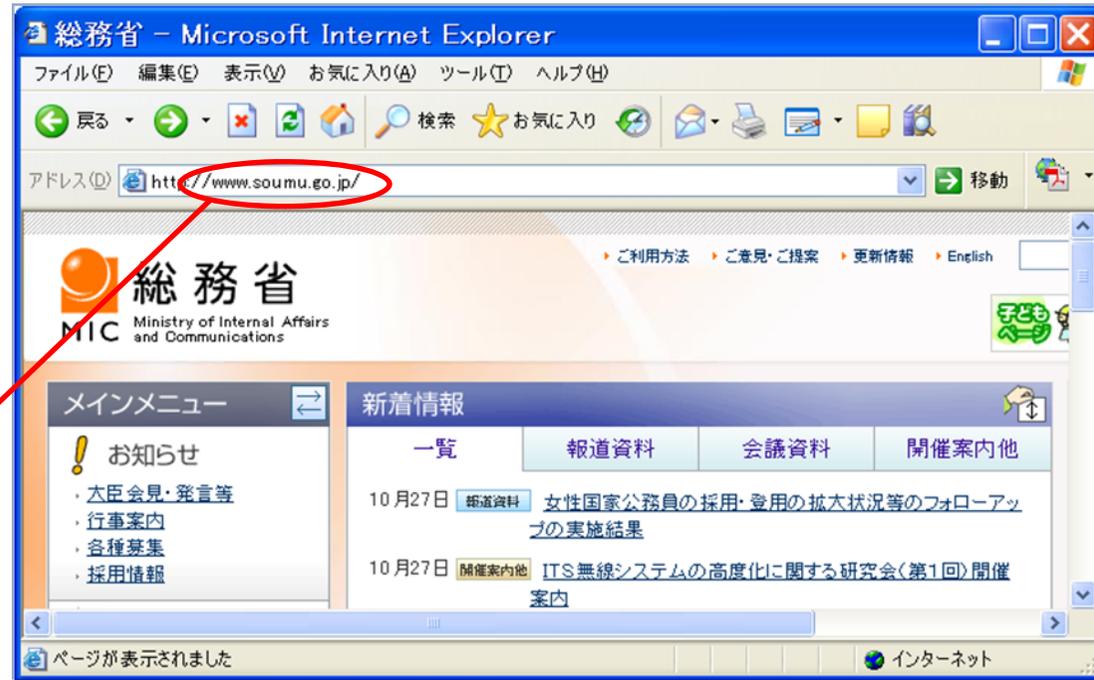
ドメイン名とは、

- ① インターネットでの「住所」に相当
- ② 重複しないよう、一元的に管理

ドメイン名の例(総務省ホームページ)

www . soumu . go . jp

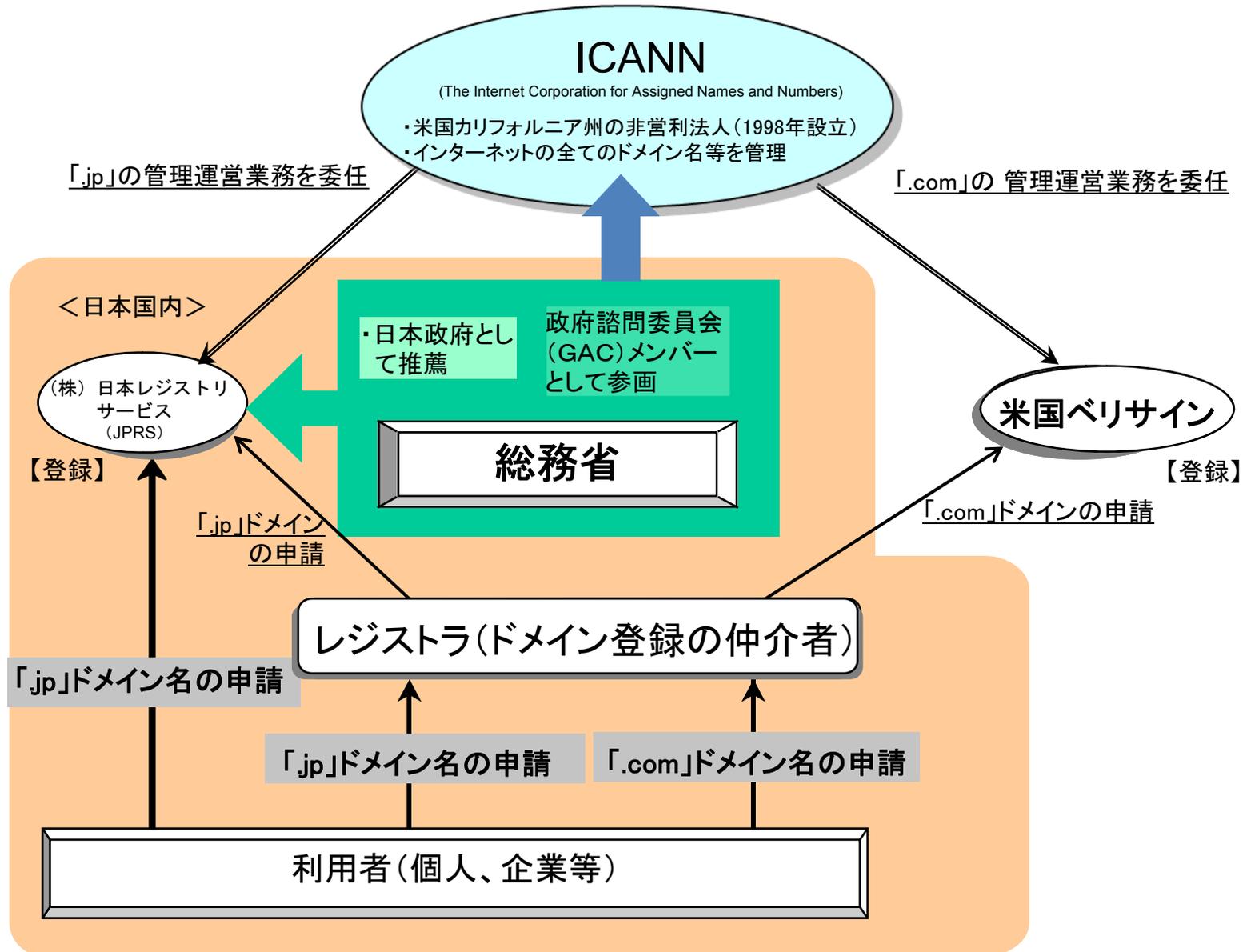
トップレベルドメイン  
(一番右側の部分)

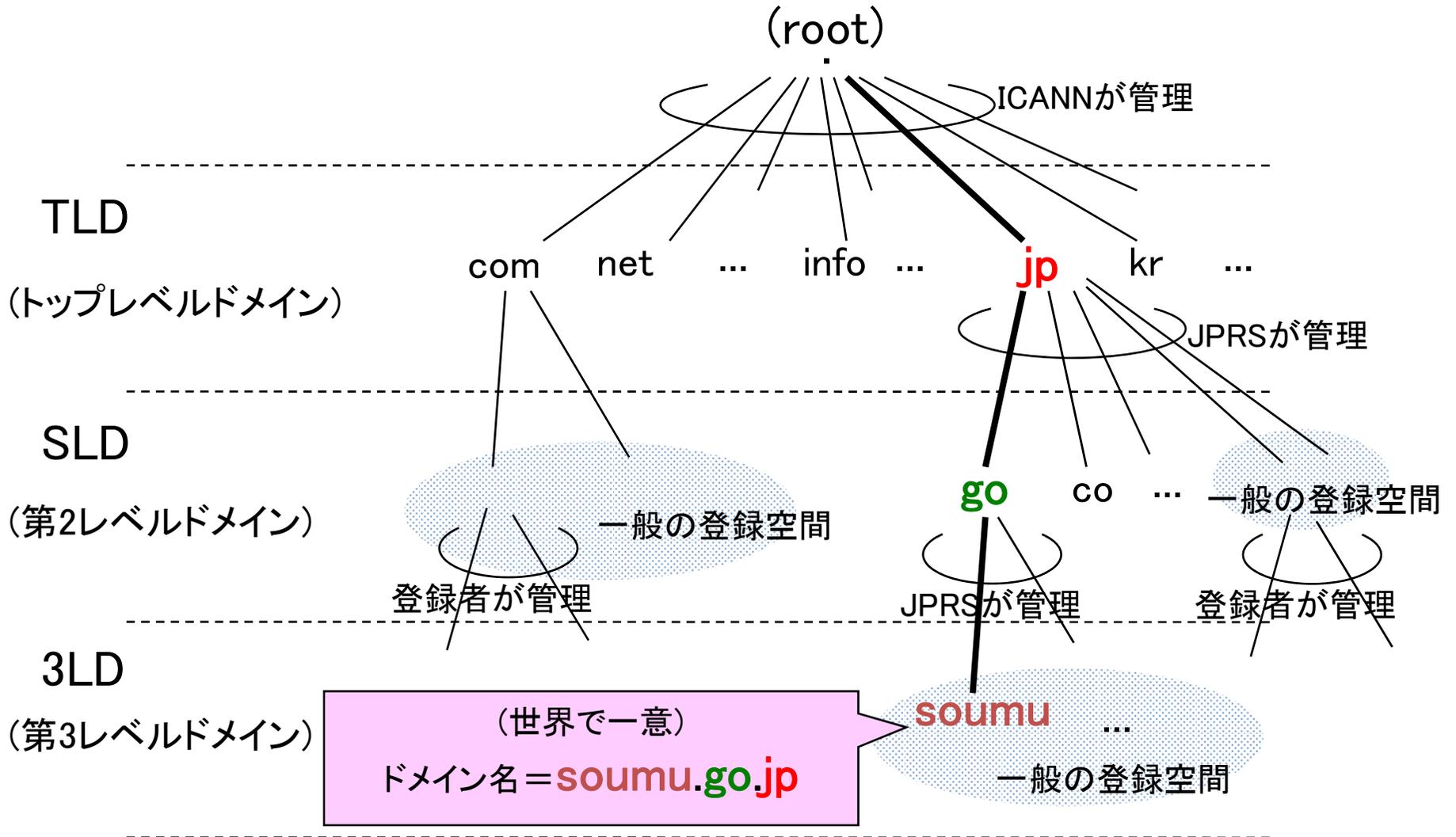


トップレベルドメインは、次の2種類に大別される

- ①「国別トップレベルドメイン」  
「.jp」(日本)、「.us」(米国)、「.cn」(中国)など約250種類が存在
- ②「分野別トップレベルドメイン」  
「.com」、「.net」など約20種類が存在

日本の「.jp」ドメイン名は、  
(株)日本レジストリサービス  
(JPRS)が一元的に管理

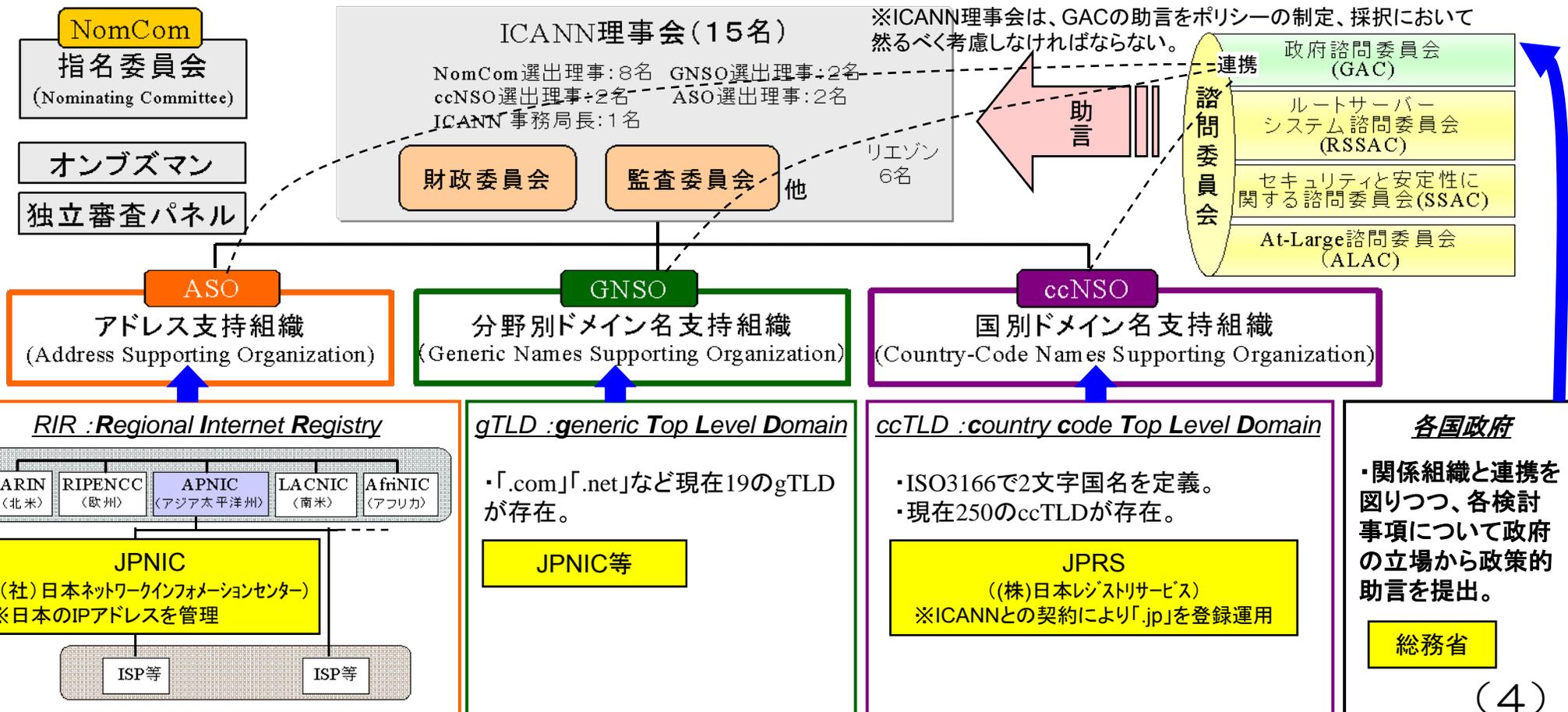




# ICANNの組織構成と日本からの参加状況

## ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers : アイキャン)

- カリフォルニア州非営利公益法人法に基づく非営利公益法人
- 米国のインターネット資源管理の民営化方針に基づき、1998年10月設立
- 米国政府(商務省)との取り決めに従い、下記の業務を実施
  - ・ IPアドレスの割当およびドメイン名に関する調整
  - ・ ルートサーバー・システムの運用および展開の調整
  - ・ これらの技術的業務に関連するポリシー策定の調整



## IPアドレスとは

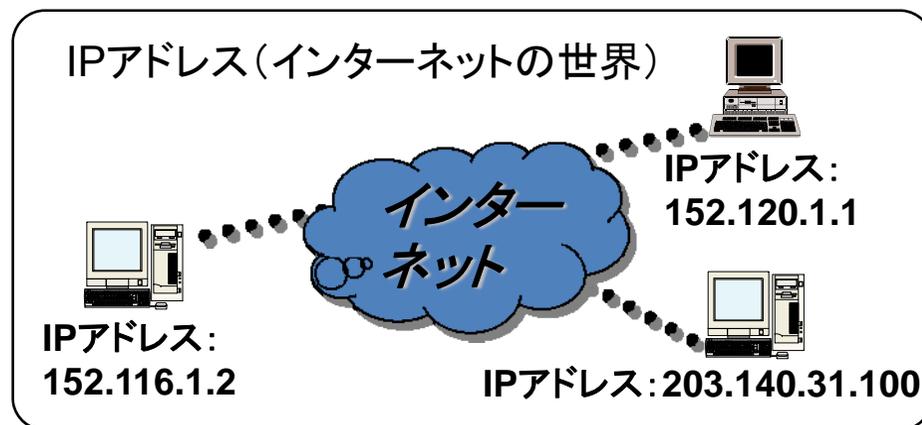
IPアドレス: インターネットに接続された「個々の機器」を識別するための番号  
【IPv4(Internet Protocol version 4)の場合】

11001011 10001100 00011111 01100100 = 203.140.31.100  
32桁の2進数で表記される 一般的には、8桁毎の10進法で表記  
(アドレスの総数は43億個弱)

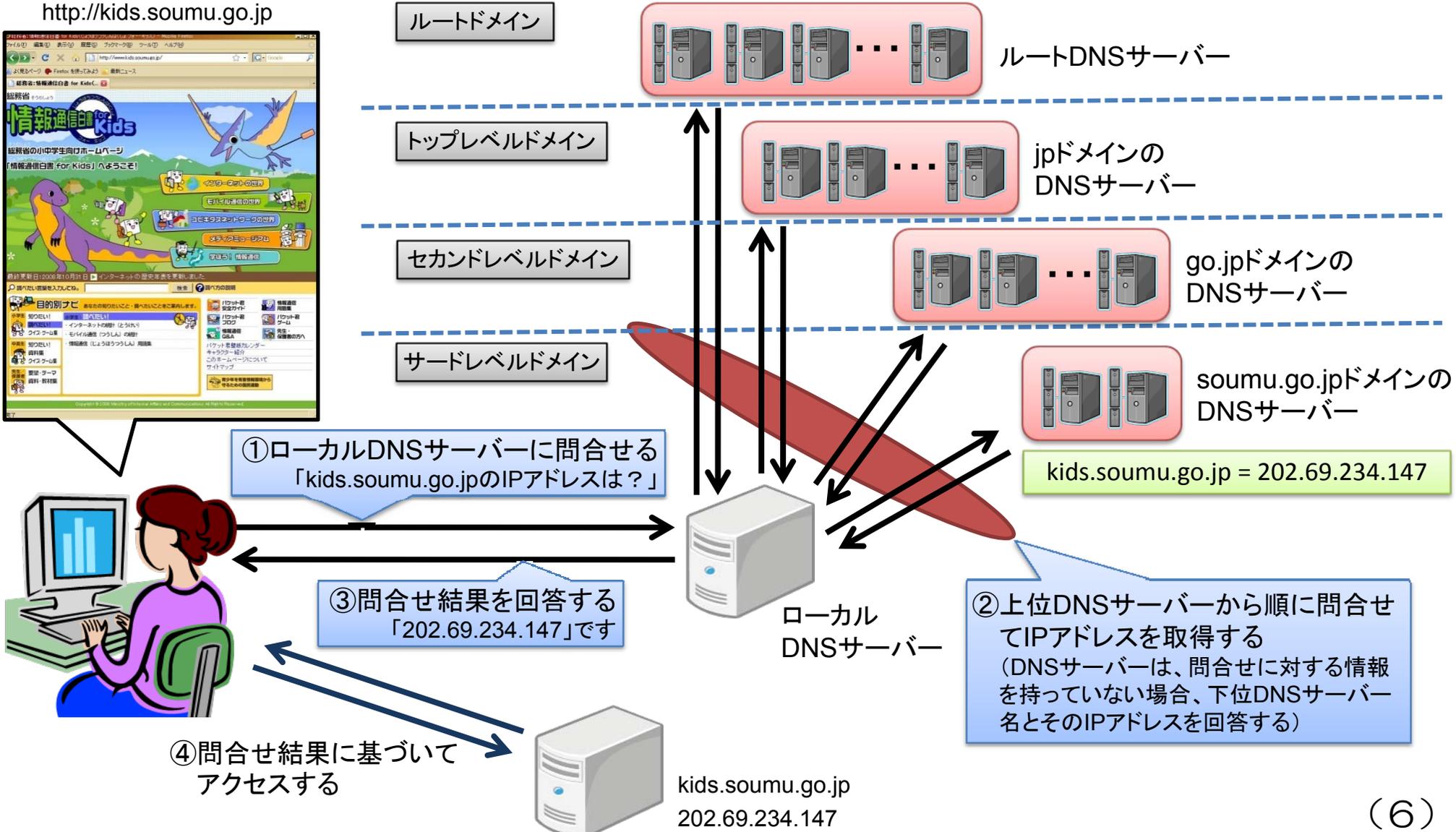
※ コンピュータには2進法の数列のIPアドレスは便利。他方で、人間にとっては数字の羅列では使い勝手が悪いため、メールやwebブラウザの利用に際して一般にドメインネームが用いられる。

e.g.) mail: takeyabu-yaketa@soumu.go.jp ↔ 203.140.31.100  
web: [soumu.go.jp](http://soumu.go.jp)

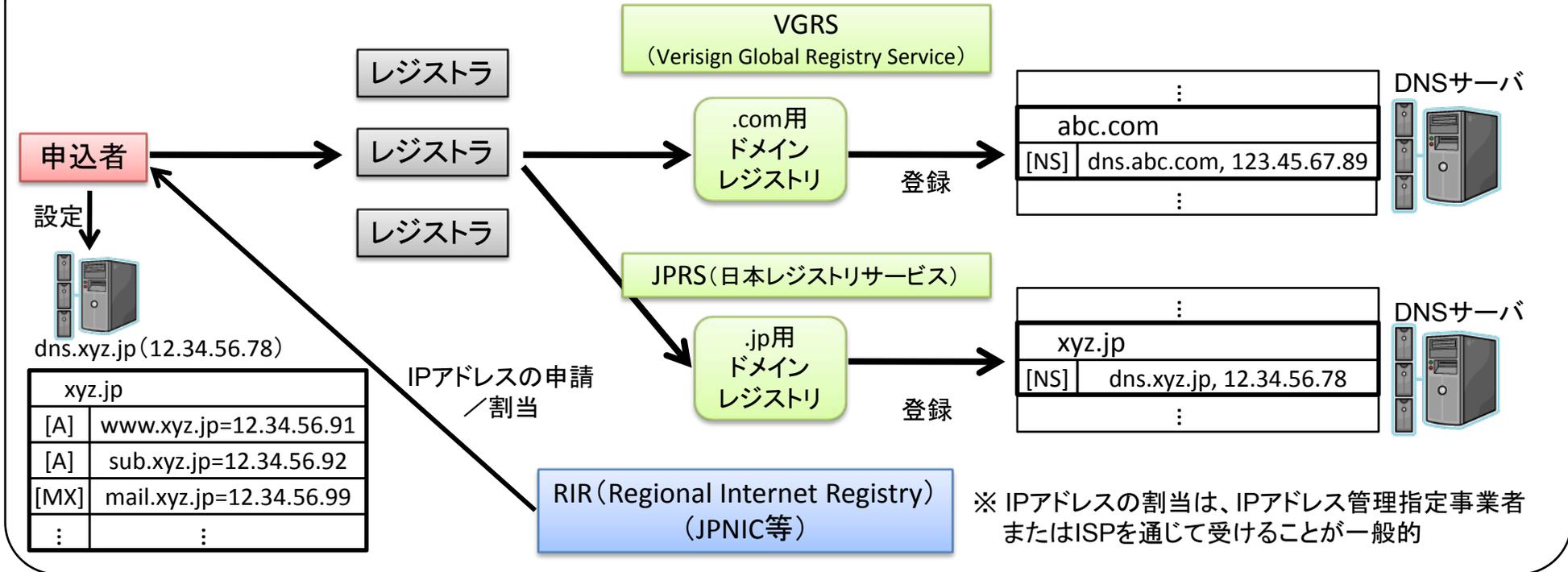
※ メールやwebブラウザを利用して情報をやりとりする際、コンピュータはドメインネームに対応するIPアドレスを「ドメインネームサーバ」(インターネットの電話帳)に問い合わせしてから、通信(メールの送信や特定のホームページの表示(ダウンロード))を行う。



## DNSの名前解決の手順



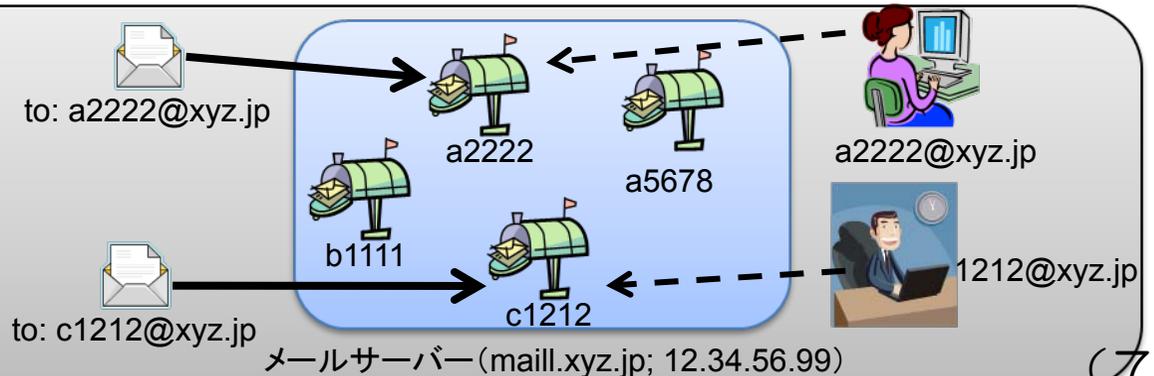
## ドメインネームとIPアドレスの関連付けの仕組み



※[A]:ホスト名のIPアドレス [MX]:メールサーバーのIPアドレス [NS]:ネームサーバーのIPアドレス

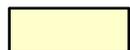
## (参考)メールアドレスとIPアドレスの関係

インターネットメールはメールアドレスのドメイン名に対応したメールサーバーに対して配信され、ユーザーがそれぞれメールサーバーにアクセスして自分宛のメールを受信する。(個々のメールアドレスにIPアドレスが割当てられているわけではない。)



# ICANNにおけるgTLDの拡大

	用途	登録対象	レジストリ(運営者)
<b>com</b>	商業組織用		VeriSign(米国の株式会社)
<b>net</b>	ネットワーク用	世界の誰でも登録可	Public Interest Registry(非営利団体ISOCの下部組織)
<b>org</b>	非営利組織用		EDUCAUSE(米国の非営利団体)
<b>edu</b>	教育機関用	米国教育省公認の認定機関から認可された教育機関	GSA(General Services Administration;米国共通役務庁)
<b>gov</b>	米国政府機関用	米国政府機関および認定インディアン部族	US DoD Network Information Center(米国防総省ネットワークインフォメーションセンター)
<b>mil</b>	米国軍事機関用	米国軍事機関	IANA(ICANNの下部組織)
<b>int</b>	国際機関用	国際機関	Afilias(アイルランドの有限会社)
<b>info</b>	制限なし	世界の誰でも登録可	NeuStar(米国の株式会社)
<b>biz</b>	ビジネス用		GNR(英国の有限会社)
<b>name</b>	個人名用	個人	RegistryPro(米国の有限会社)
<b>pro</b>	弁護士、医師、会計士等用	弁護士、医師、公認会計士。およびそれらの分野のサービスを提供する組織	CORE(Internet Council of Registrars; スイスの非営利団体) スポンサー:Museum Domain Management Association (MuseDoma)
<b>museum</b>	博物館、美術館等用	公共の博物館、美術館、科学館、植物園、動物園等。およびそれらの施設に勤務する専門職員	Afilias(アイルランドの有限会社) スポンサー:SITA INC(スイスの株式会社)
<b>aero</b>	航空運輸業界用	航空運輸業界の組織および個人	Oxford, Swindon & Gloucester Co-operative Society Ltd(英国の有限会社) スポンサー:DotCooperation LLC(米国の合同会社)
<b>coop</b>	協同組合用	協同組合およびその下部組織	VeriSign(米国の株式会社) スポンサー:Employ Media LLC(米国の有限責任会社)
<b>jobs</b>	人事管理業務関係者用	米国人材マネジメント協会(SHRM)の会員、有給での人材管理業務経験者、資格認定機関からの認定を受けた者など	NeuStar(米国の株式会社) スポンサー:Tralliance Corporation(米国の非営利団体)
<b>travel</b>	旅行関連業界用	旅行業界部門に属する協会、団体、企業	mTLD Top Level Domain, Ltd.(アイルランドの有限会社)
<b>mobi</b>	モバイル関係用	モバイル機器、サービス、コンテンツの提供者。モバイルオペレーター	CORE(Internet Council of Registrars; スイスの非営利団体) スポンサー:Fundacio puntCAT(スペインの非営利団体)
<b>cat</b>	カタロニアの言語/文化コミュニティ用	カタロニア語を用いる組織、個人	DotAsia Organisation(香港の非営利法人)
<b>asia</b>	アジア太平洋地域の企業/個人/団体等用	アジア太平洋地域の法人、個人	Telnic(英国の有限会社)
<b>tel</b>	IPベースの電話番号用	インターネットコミュニケーション空間における、世界共通のアイデンティティ、ブランドや名前を持ちたいと思う個人および/または企業	



: ICANN設立時から存在しているTLD



: 2000年に応募のあったTLD



: 2005年に応募のあったTLD

## ○ 「新gTLD申請ガイドライン」案(2008年10月、2009年2月に改訂)のポイント

- ・ ICANNへの新しいgTLDの申請・評価には18万5千ドル※(約1700万円)の料金が必要。

※ カイロ会合での説明では、内訳は10万ドルが評価経費、2万6千ドルが開発費、残りがリスクヘッジ(弁護士費用等)として利用。その他、審査中に異議申立手続が行われる度に記録費用として数千ドルが必要。レジストリとなった後は年間運営費として、最低でも年間2万5千ドルをICANN事務局に支払うことが必要。

- ・ 都道府県名等の地理的名称については、関連する政府の文書(例えば、市町村長や都道府県知事及び総務大臣の署名入文書等)での「支持がある」か、「反対がない」ことが必須。
- ・ 申請が競合した場合(同ドメイン名、類似ドメイン名※)には、原則、比較審査となる。

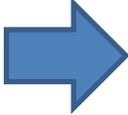
※ ICANNの類似文字列判定プログラム(現状β版)によるチェックが可能。

既存・予約ドメイン名と文字列において30%以上の類似性があるものが表示されるようになっている。

実際の審査における基準は明示されておらず、どの程度の類似性で申請が却下されるか、競合と見なされるかは不明確。

<http://80.124.160.66/icann-algorithm/Default.aspx>

現段階では、2009年6月以降に新gTLDの申請受付が開始される見込み。

- 
- (1)「.tokyo」、「.osaka」、「.kyoto」等
  - (2)「.東京」、「.大阪」、「.京都」等
  - (3)「.도쿄」(「東京」の韓国語)、「Tóquio」(「東京」のポルトガル語)等  
のような、我が国の地理的名称に関連する新しい分野別トップレベルドメインの申請についてその事業者から、

- ① 国や地方自治体に対し、文書での「支持」または「反対しない」ことの要請
- ② 国や地方自治体に無断でのICANNへの申請  
が行われることが想定される。

## ○ 申請ガイドライン案目次

- 第1章 gTLD申請手続の紹介
- 第2章 評価プロセス
- 第3章 論争の解決手順
- 第4章 文字列について反論手続
- 第5章 管理運営事業者への移行
- 第6章 TLD割当の条件